

議案第2号

加西市立コミュニティ供用施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

加西市立コミュニティ供用施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

平成30年2月28日提出

加西市長 西村 和平

加西市立コミュニティ供用施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

加西市立コミュニティ供用施設の設置及び管理に関する条例（昭和 55 年加西市条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表に次のように加える。

繁陽地区コミュニティ供用施設	加西市繁昌町 2 5 0 8 番地の 1
----------------	----------------------

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(審議資料)

青野ヶ原演習場等周辺（コミュニティ供用施設）設置助成事業（繁陽地区）により、新たに加西市立コミュニティ供用施設として繁陽地区コミュニティ供用施設を設置するため、所要の改正を行うもの。

【概要】

名称：繁陽地区コミュニティ供用施設

位置：加西市繁昌町 2508 番地の 1